（賞与額の届出）

第十九条の五　被保険者（船員被保険者を除く。）及び七十歳以上の使用される者（船員たる七十歳以上の使用される者を除く。）の賞与額に関する法第二十七条の規定による届出は、賞与を支払つた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者賞与支払届・七十歳以上被用者賞与支払届（様式第九号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十七条の規定によつて届書又は光ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2・3　（略）

4　船員たる七十歳以上の使用される者の賞与額に関する法第二十七条の規定による届出は、賞与を支払つた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書正副二通を機構に提出することによつて行うものとする。

一　船員たる七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日

二　個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

（被保険者の種別等の変更の届出）

第二十条　法第二十七条の規定による昭和六十年改正法附則第四十六条に規定する被保険者の種別の変更及び基金の加入員であるかないかの区別の変更の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　船舶所有者は、被保険者の区別に変更があつたときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

3　（被保険者の氏名変更の届出等）

第二十一条　事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、同条の規定により提出された年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、厚生年金保険被保険者氏名変更届（様式第十号の二）を機構に提出しなければならない。

2・3　（略）

4　船舶所有者は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、同条の規定により提出された年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

5～7　（略）

（賞与額の届出）

第十九条の五　被保険者（船員被保険者を除く。）の賞与額に関する法第二十七条の規定による届出は、賞与を支払つた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者賞与支払届（様式第九号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十七条の規定によつて届書又は光ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2・3　（略）

4　七十歳以上の使用される者の賞与額に関する法第二十七条の規定による届出は、賞与を支払つた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を機構に提出することによつて行うものとする。

一　七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日

二　基礎年金番号

三～五　（略）

（被保険者の種別等の変更の届出）

第二十条　法第二十七条の規定による昭和六十年改正法附則第四十六条に規定する被保険者の種別の変更及び基金の加入員であるかないかの区別の変更の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　（略）

（新設）

二・三　（略）

2　船舶所有者は、被保険者の区別に変更があつたときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　基礎年金番号

三・四　（略）

3　（被保険者の氏名変更の届出等）

第二十一条　事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、当該年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、厚生年金保険被保険者氏名変更届（様式第十号の二）を機構に提出しなければならない。

2・3　（略）

4　船舶所有者は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、当該年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　基礎年金番号

三・四　（略）

5～7　（略）